

東久留米総合高校（全日制） 生徒心得

【生徒指導の基本】

- ◎だらしない・みっともないと思われるような身なりや行動をせず、常に「クルソー生」としての品位を保つ。
- ◎挨拶は生活の基本である。校内外を問わず、常に気持ちのよい挨拶をする。
- ◎学習と部活動を両立させ、前向きで健全な学校生活をおくる。

○生活時間

1. チャイムは鳴らさない(ノーチャイム制)ので、各自で自覚を持って行動し、常に時間厳守を心がけること。
2. 登校時刻は7:30以降とする、ただし、部活動等で許可を受けた場合は7:10から登校を認める。早朝活動の詳細は部活動規定で定める。1
3. 最終下校時刻は16:50とする。ただし、講習・部活動等の延長活動は届け出によって許可するものとする。延長活動の詳細は部活動規定で定める。
4. 休日における活動は、事前に学校長(生活指導部)の許可を得て行うこと。その際は必ず顧問の引率を必要とする。

○通学

1. 通学の際には他者への思い遣りの気持ちを忘れず、交通法規を遵守すること。
2. 自転車通学は保護者の承諾のもと、学校長(生活指導部)の許可を得て行う。
3. 自転車通学を許可された生徒は、指定のステッカーを自転車の定められた場所に貼付する。
4. 駅から学校までの自転車利用も可とする。その際は駅等の駐輪場を利用し、そのルールに従ってきちんと駐輪すること。
5. バイク・自動車による登校は認めない。

○校内生活

1. 必要以上の金銭や貴重品を持ち込まない。貴重品の管理はロッカーに鍵をつけて保管するなど、各自が責任を持って行うこと。
2. 学習に不必要なものは持ち込まない。
3. 登校後の外出は認めない。どうしても外出の必要がある場合は担任の許可を得て、外出許可証(生徒手帳使用)を携行すること。
4. 上履きと下履きの区別を明確につけること。
5. 立ち入り禁止区域(屋上・非常階段等)へは、非常時以外には立ち入らないこと。
6. 金品を紛失・拾得した場合、また盗難にあった場合は、速やかに担任または生活指導部に届け出ること。
7. 校内の施設を利用する時は、担当責任者に申し出て許可を得ること。また、施設を破損した場合は、速やかに生活指導部に届け出ること。
8. 校内で掲示・印刷物の配布・集会等を行う時は、事前に生活指導部の許可を得ること。
9. 携帯電話は校内では常にマナーモードにしておくとともに、授業中・集会中などには絶対に扱わないこと。

○服装・みだしなみ(詳細は別紙)

1. 制服を着用し、異装による登校は認めない。やむを得ない理由で異装する場合は、生活指導部の許可を得ること。服装についての詳細な規定は別に定める。
2. 頭髮の染色・脱色やパーマなどの加工は認めない。
3. 化粧は認めない。
4. ピアス・イヤリング・ネックレスなどの装飾品は認めない。見つけた場合は取り上げる。

○アルバイト

1. アルバイトは原則禁止とする。
2. 家庭の事情等でやむを得ず行う場合は、保護者の承諾のもと、学校長(担任・生活指導部)の許可を得て行うものとする。

東久留米総合高校（全日制）服装規定

本校では制服の着こなしまで含めて「制服」であると捉えている。ルールを守るとともに、「だらしない」「みっともない」と思われるような着かたをしないようにすること。

(1)制服

- ① 登下校時、および校内における学習活動(体育等を除く)の際には、必ず制服を着用する。制服とは本の指定したブレザー・ズボン(冬用・夏用)・スカート(冬用・夏用)・キュロット・ネクタイ・リボンのことである。
- ② 上記については、指定以外のものを着用することは認めない。
- ③ 制服の加工は認めない。
- ④ スカート・キュロットの丈は膝までの長さとする。また、スカートの下にジャージ・ハーフパンツ等、下にはみ出る長さのものを着用しないこと。
※ スカート丈は膝上を上限とする。(H20年度確認)
※ H23年度生～ スカート上部のマークも常に確認できる状態を保持すること
- ⑤ 衣替え H21年変更
 - (1)「衣替え」を設ける。衣替え日の前後10日程度を移行期間とする。
冬服期間 10月1日～5月31日
夏服期間 6月1日～9月30日

(ア)冬服期間

登下校も含めネクタイ(リボン)、上着を着用する
校内でのカーディガン、セーター、ベストでの活動を認める。(ただしベストは男女とも指定のもの)

(イ)夏服期間

ネクタイ(リボン)、上着を着用しなくてもよい。
男女とも指定ベストでの登校をみとめる。
カーディガン・セーターのみの登校は不可。上着を着用した場合は必ずネクタイ・リボンをつける

- ⑥ 行事等正式な時には、以下に掲げる正装をすることとする。
始業式、終了式、全校集会など全校が一堂に会する集会なども正式とし正装とする。(H20年度確認)

【正装】

[男子]ブレザー(夏期は着なくても可)・ズボン・ネクタイ
[女子]ブレザー(夏期は着なくても可)・スカートまたはキュロット、ズボン(H20年度確認)・ネクタイ
ただし、夏期猛暑時におけるネクタイ着用については臨機応変に。

(2)シャツ・ソックス

- ① Yシャツは白色・無地のものを着用する。
- ② Yシャツの代わりに、ポロシャツ・Tシャツを着用することは認めない。
- ③ ルーズソックスの着用は認めない。
形状がルーズソックスに類するソックス等も認めない。(H20年度確認)
著しく「制服」を崩すソックスは指導する

(3)セーター・ベスト

- ① セーター・ベスト・カーディガンを着用する場合、その色は白・紺・グレー系とし、無地でVネックのものとする。なお夏服期にベスト(指定)のみで登校することを認める。
※ 冬服期 セーター・ベストのみの登校は認めない。
※ 夏服期に限り、ベスト(指定)のみの登校を認める。(H21年度確認)
- ② セーター・カーディガンの丈は、ブレザーの下からはみ出ない長さとする。
- ③ トレーナーなどの丸首のもの、パーカーなどフードのついたものは認めない。

(4)その他

以下のものについては特に指定はしない。ただし制服での登下校にふさわしいものを選ぶこと。

- ① 通学靴(ただしサンダル履き等での登下校は禁止する。
- ② 靴
- ③ コートなど、登下校の際に制服の上に着用する防寒着(校内では着用しないこと。
ただし、華美なものや常識的でないものは着用を認めない。(H20年確認)
- ④ 防寒着は学生らしいものとし、スタジャンやパーカーの形状のものは認めない。

自転車通学について

H18年12月4日確認

- 東久留米総合高校では、自転車での登校を認めています。交通ルール・マナーを守って安全な利用を心がけること。
- 学校の自転車置き場に駐輪する自転車は登録制です。登録用紙に必要事項を記入して生活指導部に提出し、ステッカーの配布を受けること。配布されたステッカーは自転車の所定の場所に正しく貼っておくこと。
※ステッカーの形式は「学年色・年度・学年・クラス・出席番号の明記されたもの」とする。(H20年度確認)
- 駅から学校まで利用する生徒は、駅周辺の自転車置き場を正しく利用すること。

ロッカーの使用について

H18年12月27日確認

1. 学校生活で使用する物品は机の中に入れておかず、各自のロッカーを利用して自己管理に努めること。
2. ロッカー使用に際しては必ず施錠すること。
3. 使用するロッカーは年度ごと移動するので、丁寧な使用を心がけること。また、落書きやシールを貼るなどはしないこと。

【1】部活動・同好会の目的

東久留米総合高校では、活動を通して健全な身体と豊かな心情を育むとともに、友情を深め個性の伸長や自主・協調の精神を養うことを目的として、部活動および同好会をおく

【2】部活動**(1)部活動の成立**

①部活動の成立の要件は、以下をすべて満たしているものとする。

1. 他の部と兼部していない8名以上の部員がいること。ただし平成21年4月末までは暫定期間とし、7名以下の部員での成立を認めることも可能とする。
2. 運動系の部活動は2名以上、文化系の部活動は1名以上の顧問がいること。また顧問のうち最低でも1名は本校の教員であること。
3. 年間活動計画表に従って、継続的に活動を行っていけること。
4. 施設面および活動内容面において、本校の部活動としてふさわしいと認められるもの。

(2)役職

①部活動には1名の部長と1名以上の副部長・会計をおく。

②部長は部活動委員会に出席し部活動に関する事案の審議にあたるとともに、顧問の指導のもと以下の職務を行う。

1. 年間活動計画表の作成。
2. 長期休業期間の活動予定表の作成。
3. 年度予算案の作成。
4. 年間活動報告書の作成。

③副部長は部長を補佐し、その職務を代行する。

④会計は部活動予算執行の実務にあたる。会計は部長・副部長が兼任することもできるものとする。

【3】同好会**(1)同好会の成立**

①同好会の成立の要件は、以下をすべて満たしているものとする。

1. 5名以上の会員がいること。ただし平成21年4月末までは暫定期間とし、4名以下の会員での成立を認めることも可能とする。
2. 運動系の同好会は2名以上、文化系の同好会は1名以上の顧問がいること。また顧問のうち最低でも1名は本校の教員であること。
3. 施設面および活動内容面において、本校の同好会としてふさわしいと認められるもの。

(2)役職

①同好会には1名の部長と1名以上の副部長をおく。

②部長は必要に応じて部活動委員会に出席し部活動に関する事案の審議にあたるとともに、顧問の指導のもと以下の職務を行う。

1. 年間活動計画表の作成。
2. 長期休業期間の活動予定表の作成。
3. 生徒会費の支出を受ける場合、年度予算案の作成。
4. 年間活動報告書の作成。

③副部長は部長を補佐し、その職務を代行する。

【4】部活動・同好会の新設・休部・廃部**(1)部活動・同好会の新設**

①部活動の新設は、以下の条件を満たした上で学校長が決定する。

1. 同好会として1年以上活動し、その活動状況が良好であると認められること。
2. 上記【2】①の要件を満たしていること。
3. 生徒総会で過半数の承認を得ていること。

②同好会の新設は、以下の条件を満たした上で学校長が決定する。

1. 上記【3】(1)①の要件を満たしていること。
2. 生徒総会で過半数の承認を得ていること。

(2)部活動の休部

①部活動が成立の要件を満たさなくなり、一年間の猶予期間を経た後にも同様であった時、部活動委員会および生徒総会で審議の上、その部は休部とする。ただし、同好会としての要件を満たしている場合は、同好会として活動を続けることを認める。

(3)部活動の廃部・同好会の解散

①休部となった部活動が二年間の間に成立の要件を満たさなかった場合、部活動委員会および生徒総会で審議の上、その部は廃部とする。

②同好会が成立の要件を満たさなくなり、一年間の猶予期間を経た後にも同様であった時、部活動委員会および生徒総会で審議の上、その同好会は解散とする。

③上記の理由の他、以下のような時には部活動委員会および生徒総会で審議の上、部活動の廃部・同好会の解散を行うことができるものとする。

1. 目的に反した活動を行った場合。
2. 実質的な活動が行われていない場合。
3. その他、存続が不適当と思われる場合。

【5】部活動・同好会の活動

(1)放課後の活動

①放課後の活動は16:50を最終下校時刻として行う。

②顧問の監督下で活動する場合に限り、延長届を事前に提出した上で18:30まで下校時刻を延長することを認める。

③三修制に基づくものを含む定時制の授業に支障がないよう、立ち入り禁止区域などの指示を必ず守ること。

(2)早朝の活動

①早朝の活動時間は7:30～8:20(SHR開始の10分前)とする。また早朝練習に伴う登校時間は原則として7:15以降とする。

②早朝活動は、早朝活動届を事前に提出した上で、原則として顧問の監督下で行う。

(3)休み時間の活動

①休み時間の活動は認めない。ただし、緊急のミーティング等を行う場合はその限りではない。

(4)休業日の活動

①休業日の活動は原則として8:30～16:50(最終下校時刻)とする。

②土曜講習の午前中の活動は、原則として認めない。

③土曜日の午後は、延長届を事前に提出した上で18:30まで下校時刻を延長することを認める。

④休業日の活動は、事前に休日活動届を提出した上で、必ず顧問が引率して行う。

(5)長期休業中(平日)の活動

①長期休業中(平日)の活動は原則として8:30～16:50(最終下校時刻)とする。

②長期休業中(平日)の活動は、休業日前に提出した予定表に従い、原則として顧問が引率して行う。

(6)考查一週間の活動

①定期考查一週間前および定期考查中の活動は原則として禁止とする。

②定期考查終了日から公式戦までの期間が一週間に満たない場合、特別活動願を事前に提出し学校長の許可を得た上で、公式戦前一週間の活動を認める。ただしその場合も活動禁止期間の本来の趣旨を十分に考慮して活動するものとする。

(7)学校外の活動

①学校外の施設における活動は、事前に校外活動届を提出した上で、必ず顧問が引率して行う。

②学校外で活動する場合、定められた下校時刻以降に校内に立ち入らないこと。やむを得ず校内に立ち入らねばならない場合は学校長の許可を得た上で、定時制の活動に十分な配慮を行うこと。

(8)届け出の提出

①早朝活動届・休日活動届・特別活動願・校外活動届等の様式・届け出方については別途定める。

(9)合宿

①合宿を計画している部活動は年間活動計画表に記入し、生活指導部に提出する。

②合宿を希望する部活動が多い場合は、生活指導部で調整する。

(10)部室の利用

- ①休み時間の部室使用は、原則として認めない。
- ②鍵の借り方等、部室使用の詳細については別途定める。

【部活動についての確認事項】 H20年10月確認事項

①部室使用について

平日は朝練習・放課後の部活動中のみ使用可
土曜講習の日は、講習終了まで使用不可

②朝練・延長について

朝練・延長は生活指導部に届け出をし、顧問の引率が必要

③延長後の生徒の追い出しについて

延長後の生徒の追い出しは、延長した部活動の顧問が責任をもっておこなう。

【部室使用規定】 H20年12月確認事項

①部の活動時間のみ使用可（朝練・放課後の練習・長期休業中や休日の練習）

これ以外の時間（授業間の休み時間、昼休み、土曜講習中：12時まで）の使用や鍵の貸出は認めない。

②入室できる生徒は当該する部に所属している生徒のみ。

③部室は部活動にしようするものなので、部室内での「勉強」「遊び」などは禁止する。

部室の使用状況が悪いので、部室内のイス、机は撤去する。

④部の活動が予定されていない日の使用は原則不可。ただし「自主練習」で部室を使用する場合は顧問の許可が必要。

部室を使用しないまでも、部員の自主練には顧問の許可が必要

自主練習の時間は16:50までとする。

⑤使用状況（使い方、清掃状況、戸締まりなど）が悪い部には部室使用を禁止する場合がある。

【部・同好会設立についての確認事項】 H20年4月確認事項

①今後成立する「部」「同好会」については、本校の教育理念に合致するものに限る。

②部・同好会の設立については今年度（H20）までを暫定期間とする。

③暫定期間中の設立については、柔軟に判断する。

④しかし、昨年度多くの部活動が設立され、活動場所や顧問の人数などに余地がすくない。

⑤暫定期間ではあるかこのような事情に鑑み、今年度の設立については一定の規制が必要である。

⑥今年度の部の設立はすべて「同好会」とし、生指部案の「同好会設立規定」に準じ、1年の活動期間を経て、職員の合意および生徒総会の承認により「部」となる。ただし、暫定期間であるので人数などの設立要件については生指部で判断する。現在の「部」についてもその要件については生指部で判断し生徒の不利益にならないように配慮する。

⑦対外的に「部」を名乗る必要性のある「同好会」については対外的に名乗ることを認める場合がある。

⑧暫定期間に限らず（来年度以降も）、現在ある部と活動内容が類似するもの（フットサル・3on3 など）や活動場所の確保が難しいものなどは認めない。

⑨部室などの割り振りや使用方法なども再検討する。

久留定 授業10カ条

～あなたの行動はあなたに責任を取ってもらいます～

～ 以下の10カ条すべて、**指導対象**・**減点対象**となります～

1. 無断で授業欠課・遅刻・早退しない！
2. 授業開始前にすべての準備を整えて席についておく！（教科書・ノート・プリント・筆記用具など）
3. 授業中、寝ない！
4. 授業中、無断で立ち歩かない！
5. 授業中、飲食禁止！
6. 授業中、無駄話をしない！
7. 授業中、電子機器（スマホ・ゲーム・イヤホンなど）の使用禁止！
8. 授業中、先生の許可なく教室を出ない！
9. 授業中、授業妨害をしない。廊下で騒ぐ。教室で大声を出す。
10. 先生方に反抗的な態度をとったり、暴言を吐いたりしない。
その他、他の生徒や先生方の迷惑になることは一切しない。

久留定 授業10カ条

～あなたの行動はあなたに責任を取ってもらいます～

～ 以下の10カ条すべて、**指導対象**・**減点対象**となります～

1. 無断で授業欠課・遅刻・早退しない！
2. 授業開始前にすべての準備を整えて席についておく！（教科書・ノート・プリント・筆記用具など）
3. 授業中、寝ない！
4. 授業中、無断で立ち歩かない！
5. 授業中、飲食禁止！
6. 授業中、無駄話をしない！
7. 授業中、電子機器（スマホ・ゲーム・イヤホンなど）の使用禁止！
8. 授業中、先生の許可なく教室を出ない！
9. 授業中、授業妨害をしない。廊下で騒ぐ。教室で大声を出す。
10. 先生方に反抗的な態度をとったり、暴言を吐いたりしない。
その他、他の生徒や先生方の迷惑になることは一切しない。

生活指導部

担任の先生方

以下の内容を HR でお伝えください

他学年教室への入室に関して

- ① 許可なく、他学年教室への入室することは禁止である。
ただし、授業を受けるための移動で入室する際には許可を取る必要はない。
- ② 意味もなく、教室を覗いたり、教室内に声をかけたりする行為も禁止とする。
- ③ 周りの生徒からの訴えや注意を何度繰り返してもやめない場合は、指導とする。
- ④ 教室に他学年の生徒が入ってきて、居心地が悪かったり、怖さがあったりした場合には、生活指導部や担任などに訴えに来ること。

生活指導部